

山ノ内町UIターン就業・創業移住支援金 チェックシート

				問い合わせ年月日	/ /
種類	Uターン・Iターン・Jターン	電話番号			
氏名		生年月日	/ /	年齢	
移住元	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府	市区町村			
勤務地	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府	市区町村			
家族	単身 ・ 世帯	→世帯の場合、家族構成			
住所	平穏・佐野・寒沢・戸狩・夜間瀬	転入日	/ /	確定・予定	
就職先※		所在地			

移住元・先について確認

1. 移住に関する要件

(1)移住元

☐ 町に住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知県または大阪府に在住し、かつ、就労していたこと。

※転入直前（3か月遡及可）に、連続して1年以上在住、かつ、就労していたこと。

※該当地域で通学し就職した場合、通学に係る期間の通算可。

(2)移住先

☐ ①移住日 令和4年4月1日以降

☐ ②申請日 移住後1年以内

☐ ③居住の意思 申請後5年以上継続して山ノ内町に居住する意思がある

(3)その他

☐ ①暴力団等の反社会的勢力やその関係を有する者でないこと

☐ ②日本人、または外国人であって在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のうちいずれか）を有すること

☐ ③過去10年以内に移住支援金を受給していないこと（ただし全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が5年以上経過し18歳以上となった場合は除く）

☐ ④町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと

◆世帯員を伴う場合

◇2人以上の世帯

☐ ・世帯員が、移住元で同一世帯に属していた

☐ ・世帯員が、交付申請時に同一世帯に属している

☐ ・世帯員のいずれもが、交付申請時、転入後1年以内

☐ ・世帯員のいずれもが、反社会的勢力やその関係を有する者でない

◇子育て世帯の場合

☐ ・申請年度の4月1日時点で、18歳未満である世帯員を帯同して転入した

☐ ・当該18歳未満の世帯員が、上記の「2人以上の世帯の要件」をすべて満たしている

居住について

戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し

就労について

ア.雇用保険の被保険者として雇用されていた場合

退職証明書、離職票 等

イ.法人経営者・個人経営者であった場合

移住元での開業届出済証明書、納税証明書 等

ウ.就労期間に通学期間を通算する場合

卒業証明書 等

世帯全員の住民票 等

うらへ

2. 就業に関する要件

A. 一般

- ☐ 県のマッチングサイトに掲載されている求人に応募し採用されたもの（応募日がサイトに掲載された日以降）
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約により就業している
- ☐ 申請日から5年以上継続して勤務する意思がある
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用である

様式第2号の1：就業先が交付した就業証明書

B. 専門人材【「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業により長野県内で就業した者】

- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約により就業している
- ☐ 申請日から5年以上継続して勤務する意思がある
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用である
- ☐ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではない

様式第2号の1：就業先が交付した就業証明書

C. テレワーカー

- ☐ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思で移住したこと
- ☐ 山ノ内町を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行うこと
- ☐ 山ノ内町で週20時間以上テレワークにより勤務する（原則として恒常的に通勤しない）
- ☐ 地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みの中で、所属先企業等からの資金提供を受けていない

様式第2号の2：就業先が交付した就業証明書
※個人事業主等の場合は様式第2号の2別紙も必要

D. 関係人口

① 次のいずれかに該当すること

- ☐ a) 山ノ内町に通学、通勤または居住したことがある（Uターン含む）
- ☐ b) 山ノ内町にふるさと納税をしたことがある
- ☐ c) 山ノ内町で二地域居住または週末暮らしをしたことがある
- ☐ d) 山ノ内町で地域活動に参画したことがある
- ☐ e) 長野県または山ノ内町の移住施策に参画したことがある
- ☐ f) a～eのほか、町長が特に認める者

② 次のいずれかに該当していること

A. マッチングサイトへの登録要件を満たす企業等に就業している

- ☐ ・官公庁等ではない
- ☐ ・資本金の額が10億円以上の営利目的の私企業ではない
- ☐ ・みなし大企業ではない
- ☐ ・本店、支店または事業所の所在地が長野県内にある法人
- ☐ ・本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人ではない
- ☐ ・雇用保険の適用事業主である
- ☐ ・長野県税の未納がない 等

B. 長野県が認証した、職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業に就業している

C. 農林水産業に従事している

D. 家業等に従事している

③ 次のいずれにも該当する労働条件で就業している

- ☐ ・週20時間以上の無期雇用契約により就業している（上記C、Dを除く）
- ☐ ・申請日から5年以上継続して勤務する意思がある
- ☐ ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用である（上記C、Dを除く）

様式第2号の3：要件証明書

3. 創業に関する要件

県の創業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住支援金の申請が当該交付決定の日から1年以内になされたものである。

創業支援金交付決定通知書